

# ○西紋別地区環境衛生施設組合廃棄物の処理及び 清掃に関する条例

〔 昭和 51 年 10 月 1 日 〕  
〔 条 例 第 1 号 〕

改正	昭和53年12月 5日	条例第 5号	平成14年 3月27日	条例第 4号
	昭和54年 1月 6日	条例第 1号	平成15年 3月26日	条例第 4号
	昭和56年12月17日	条例第 4号	平成24年12月27日	条例第 4号
	昭和61年 1月 8日	条例第 1号	平成26年 3月24日	条例第 3号
	昭和61年 3月26日	条例第 4号	令和元年 9月20日	条例第 2号
	平成元年 3月31日	条例第 2号		
	平成 9年 3月31日	条例第 2号		
	平成10年 3月27日	条例第 2号		

## (目的)

第1条 この条例は、西紋別地区環境衛生施設組合（以下「組合」という。）の区域内における一般廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (し尿の処理区域)

第2条 し尿の処理を行う区域は別表1のとおりとする。

## (し尿の収集運搬の委託)

第3条 組合長は、し尿の収集運搬を団体または個人に委託することができる。

2 前項により委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号。以下「政令」という。）第4条に定める基準によらなければならない。

## (し尿収集運搬業)

第4条 し尿の収集運搬を業としようとする者は、政令第3条に定める基準により組合長の許可を受けなければならない。

## (し尿浄化槽清掃業)

第5条 し尿浄化槽の清掃を業としようとする者は、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第36条の基準により組合長の許可を受けなければならない。

## (許可申請手数料)

第6条 前2条の規定により組合長の許可は、2年毎これを受けなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。

- (1) し尿収集運搬業の許可を受けようとする者 2,000 円
- (2) し尿浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 2,000 円
- (3) 亡失または、き損により許可書の再交付を受けようとする者 200 円

(し尿処理手数料)

第 7 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 7 条第 12 項の規定によるし尿処理手数料は、10 リットルにつき 90 円とし、その合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を徴収する。ただし、紋別市の処理区域についてのし尿処理手数料は、紋別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を適用する。

2 組合長は、前項の手数料を定めたときは、これを公示しなければならない。

(手数料の徴収委託)

第 8 条 し尿の収集運搬を委託した場合は、当該受託者に手数料の徴収をも委託する。

(損害の賠償)

第 9 条 受託者は、手数料の徴収について組合に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(ごみの処理区域)

第 10 条 ごみの処理を行う区域は、別表第 2 のとおりとする。

(ごみの収集運搬)

第 11 条 ごみの収集運搬は、別表第 2 に掲げる市町村ごとに定める収集運搬計画により行うものとする。

(ごみ処理手数料)

第 12 条 ごみ処理手数料は、別表第 2 に掲げる市町村ごとに条例で定めるものとする。ただし、次の表に掲げる一般廃棄物については、同表に掲げる処理手数料を組合が搬入者から徴収するものとする。

一般廃棄物名	処理手数料
紋別リサイクルセンター選別残渣	長期包括的運転管理等業務委託契約の変動費の単価とする
市町村又は市町村の許可を得た者が搬入する動物	処理困難物として、組合としより受託者が締結する委託契約の単価とする

(技術管理者)

第 13 条 組合が設置するし尿処理施設及びごみ処理施設には、技術管理者を置く。

- 2 前項の技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）第 17 条第 1 項で定める基準による資格を有する者でなければならない。
- 3 第 1 項の技術管理者は、組合長が任命する。

（委任事項）

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条別表紋別市の処理区域は、昭和 54 年 1 月 16 日から適用する。

附則（昭和 53 年 12 月 5 日条例第 5 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附則（昭和 54 年 1 月 6 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 56 年 12 月 17 日条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。ただし、紋市の処理区域については、別に組合長が定めることができる。

附則（昭和 61 年 1 月 18 日条例第 1 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。ただし、紋市の処理区域については、別に組合長が定めることができる。

附則（昭和 61 年 3 月 26 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する

附則（平成元年 3 月 31 日条例第 2 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。ただし、紋市の処理区域については、別に組合長が定める。

附則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 紋別市以外の処理区域についてのし尿処理手数料は、平成 9 年 6 月 30 日までの間は、改正後の条例第 7 条の規定にかかわらず、同条第 1 項中「50 円」を「45 円」と読み替えて適用する。

附則（平成 10 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 14 年 3 月 27 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 紋別市の処理区域についてのし尿処理手数料は、当分の間は、改正後の条例第 7 条の規定にかかわらず、同条第 1 項中「60 円」を「50 円」と読み替えて適用する。

附則（平成 15 年 3 月 26 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 4 号）

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 26 年 6 月 30 日までの間は、改正後の条例第 7 条の規定にかかわらず、同条第 1 項中「90 円」を「60 円」と読み替えて適用する。

附則（令和元年 9 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。